

道路財源の確保等を求める意見書

これまでの道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところであるが、大都市圏の道路整備が進んだことや国の厳しい財政状況などから、道路特定財源の見直しについて検討が進められ、政府・与党は「道路特定財源に関する基本方針」を閣議決定し、来年度から道路特定財源制度を廃止し一般財源化することとしている。

現在、政府・与党において一般財源化に伴う具体的措置の内容が検討されているところであり、地域の基盤整備のための「地域活力基盤創造交付金(仮称)」の創設など、地方の実情に配慮した措置が位置づけられようとしている。

これまで、本県の道路整備費において道路特定財源の充当は四割程度にとどまっているなど、本県における道路投資のニーズは依然として高く、道路特定財源の一般財源化にあたって地方の道路整備に必要な財源が確保されなければ地方の道路整備は遅れ、地域間格差がますます増大することが危惧されている。

よつて、国会及び政府におかれては、こうした状況を踏まえ、次の事項について特段の措置が講じられるよう強く要望する。

- 一 平成二十一年度予算の編成にあたり、「地域活力基盤創造交付金(仮称)」を含め、これまで道路特定財源から地方に配分されている三・四兆円以上の「地方枠」を確保するなど、国・地方あわせた道路整備財源を十分措置すること
- 二 「地域活力基盤創造交付金(仮称)」は、地方の自由度を高めるとともに、これまで道路整備が遅れている地域に対してより重点的に配分するなど、地方自治体のニーズに的確に対応できる制度とすること
- 三 国土の骨格を形成する高規格幹線道路ネットワークは、国家戦略として国の責任において優先的に整備すること
- 四 新たな道路の中期計画の策定においては、地方の意見を十分尊重し、高規格幹線道路をはじめ地方が真に必要なとする道路を確実に盛り込むこと
- 五 地方の危機的な財政状況に鑑み、「地域活力基盤創造交付金(仮称)」とは別に、地方交付税の増額を措置すること

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月八日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
財務大臣	中川 昭一 殿
国土交通大臣	金子 一義 殿